

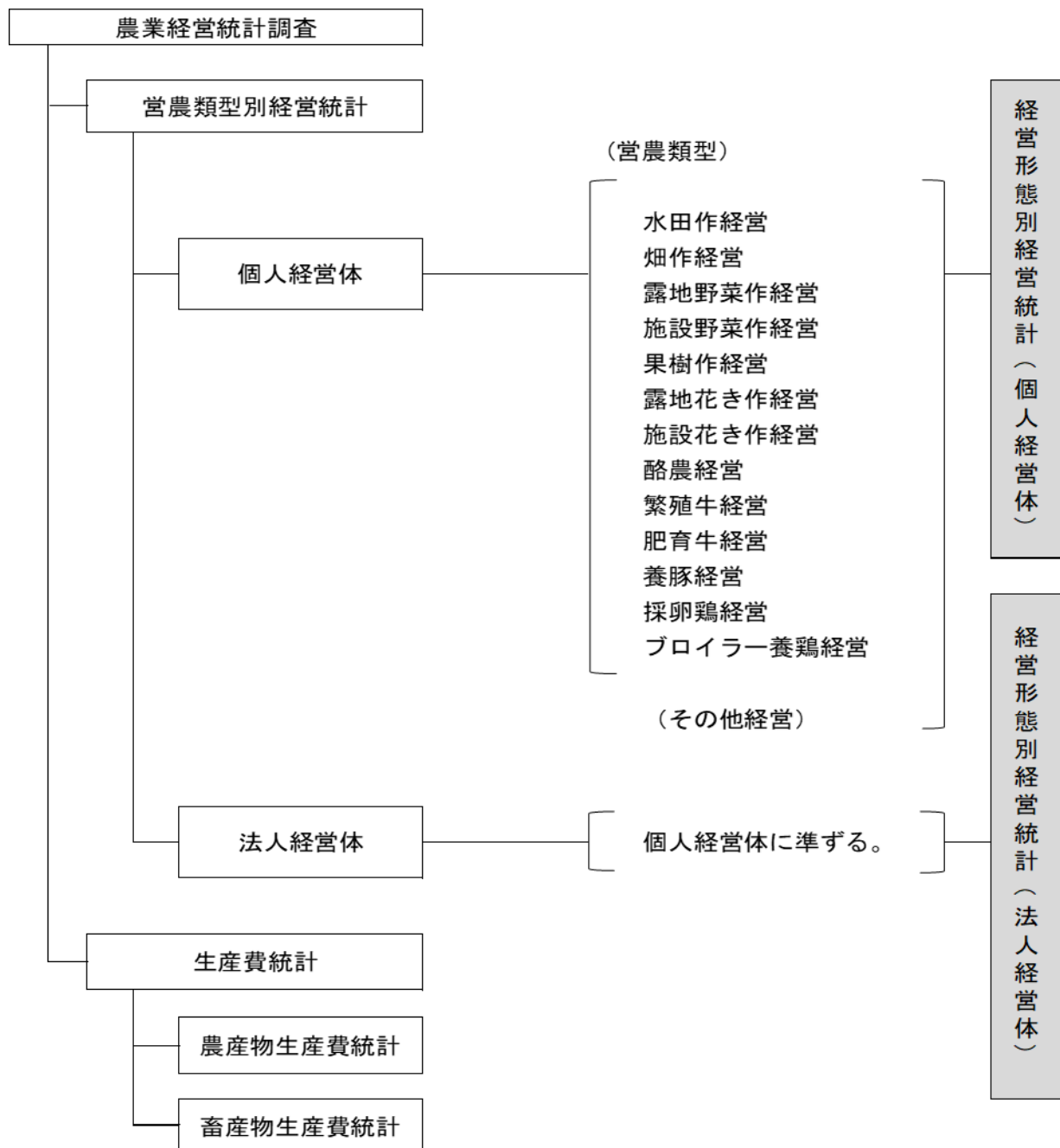
VI 農業経営の部

解 説

この部には、「農業経営統計調査」から、「経営形態別経営統計（個人経営体）」及び「経営形態別経営統計（法人経営体）」結果について収録した。

1 調査の概要（農業経営統計調査）

(1) 調査体系



(2) 調査対象

ア 個人経営体

2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、農業生産物の販売を目的とする経営体で、法人格を有しない経営体を対象とした。

イ 法人経営体

2020年農林業センサスに基づく農業経営体又は令和2年集落営農実態調査に基づく集落営農組織経営体のうち、農業生産物の販売を目的とする経営体で、法人化して事業を行う経営体を対象とした。

ただし、集落営農組織については、水田作経営のみを対象として調査している。

(3) 調査期日

ア 個人経営

当年1月から12月までの1年間

イ 法人経営

調査対象経営体ごとに当年4月から翌年3月の期間に迎えた決算期までの1年間

(4) 調査方法

職員又は統計調査員が調査票を配布し、原則として調査対象経営体が記入し、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員による訪問により回収した。

なお、調査対象経営体が作成している決算書類等について、協力が得られる場合には、調査票の提出に代えて、当該書類を郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員による訪問により提供を受けた。

(5) 経営形態別経営統計の集計範囲

営農類型別経営統計で取りまとめた「水田作経営」から「ブロイラー養鶏経営」までの各営農類型に分類した調査経営体に、「その他経営」に分類した調査経営体を加えて集計した。

2 利用上の注意

- (1) 令和元年以降の調査結果については、調査対象区分を従前の個別経営体に含まれていた一戸一法人を組織法人経営体に統合し、新たに個人経営体と法人経営体とする見直しを行うとともに、調査票の調査項目及び表章項目を会計基準に則った項目に統一し、税務申告資料から転記する形式に変更したことから、平成30年以前の調査結果とは時系列比較できない。
- (2) 本調査は、全国推計を目的に必要な標本数を都道府県別に配分したものであり、関東農政局管内結果については必要な標本数が確保されていない場合もあるので、利用に当たっては留意されたい。